

時事新報

第千二百八十四號
明治十九年五月廿五日 火曜日
西曆一千八百八十六年
五月二十日

時事新報定價

一月五元 三月十五元 半年三十元 一年六十元
零售每份五分
本報社址 東京市本町三丁目
電話 二二二番

時事新報廣告

第一版 每行一元
第二版 每行八角
第三版 每行六角
第四版 每行四角
第五版 每行三角
第六版 每行二角

時事新報

商人は政治の必要なる可からず
政治の必要なる可からず商人は政治の必要なる可からず
政治の必要なる可からず商人は政治の必要なる可からず
政治の必要なる可からず商人は政治の必要なる可からず

となりよの農商と相併べて與に時事を論ずるの場合に
至る時は農商は古來階級極まる世界に在ても幾分か政
事の必要を有し讀書の嗜好も自らの心ありしゆゑあや
早くも文明世界の思想を移して時事に注意するものと
を意らざる見の博き一日を以てこれと察知し得べしとい
へども商人と然らずして讀書の嗜なくして其知見も
亦博かず偶々時事を聞くも其味を解する者少なき
が如き畢竟商人は都會の地に住し武備專制の空氣に甚
だ近接し在りてを以て一層其注意を加へて然りしもの
あらんか今日に至るまで商人の金力も富むるも抑り
ず世人の輕侮を蒙ること甚しき其原因全く此所に
在りて云て可るべき也商人が專門に商業を營むと
て決してこれを不可と云ふにはあらず業は専らあらず
るべからず事業こそ大切なれども苟も社會の表面も立
て其地位公衆の尊敬を蒙せんとするにけし少しく
十品並面外も心を馳せて政事の必要を察せんとす
れば叶はざるとなり又その政事の必要を察せんとす
べしと云ふは何れも大分敷やうに聞ゆれども實に決して左
事情にあらず友人と相逢ふて互ひに健全を祝するの禮
畢りて近日世に上り下りなるとの問起る、此間即ち政
事の發端にして必しも高尚なるにあらず又新奇なる
もあらず日常淺近の俗談にても之を談ずる人の必要は
第に面白き意味を含みて政事談とも爲ることなれば
或は之を政事と云ふて手近く社會談又ハ世事談と
稱するも可ならん即ち世間の普通、士人の常とて人
々相會するときは其談時とては政事時事に及び説き來り
説き去りて座中或は得色を催す其中に獨り商人の一
種族も限り少きことを通せずと有りて轉た自ら屈
辱するの外ある可らず西洋諸國にて商人とも呼ばるゝ
人物は大々其趣を殊にし社會の利害政事の變化其内部
の事情に至るまでも具さに之を知りながら其身の依然
商賈に従事せし路と愛おしむ、以て實際社會も立つ
が故に人に對するも決して我知識の後れざると思ふ
て應ずるに及ばず隨て社會も其地北と高めて世を尊敬
せられれば令へ身は直接に政治家たるを求めざるも我
より輿論を動して政事世界の風潮と支配することさへ
難からずと云ふ蓋し人間萬事先だつものは金からざる
所なし既に資産ある商人に於て又社會の知識も乏し
らざるものとあらざれば所謂鬼も金持たるものにして
人間世界を横行して敵を見ざるは決して惟しむに足ら
ざるなり兎に角に日本の商人も今少しく心事を轉じて
政治世界の必要を養ひ成さんこと我輩が商人其心は爲
先に切に希望する所なり

陸軍軍人軍屬違警罪處分例

第一條 陸軍軍人軍屬ノ犯シタル違警罪ハ違警罪即決
例ニ依リ憲兵部ニ於テ其處分ヲ爲シ憲兵設置ナキ地ニ
於テハ警察署ニ於テ其處分ヲ爲ス可シ
第二條 憲兵部若クハ警察署ニ於テ被告ノ人ヲ留置シテ
第三條 即決ノ旨ニ對シテハ軍法會議ニ正式ノ裁判
ヲ請求スルコトヲ得其裁判管轄ハ陸軍治罪法ニ從テ
第四條 正式ノ裁判ヲ請求スル者ハ違警罪即決例第五
條ニ記載シタル期限内ニ其理由ヲ記シタル書面ヲ即
決ノ旨ニ對シテ憲兵部若クハ警察署ニ提出シ得
第五條 憲兵部若クハ警察署ニ於テ前條ノ書面ヲ受領
シタルトキハ二十四時内ニ訴訟ニ關スル一切ノ書類
ヲ管轄軍法會議ニ送付シテ管轄司令官ニ送致ス可シ
第六條 軍法會議ニ於テ被告ノ人ノ訊問ヲ要セサルモ
第七條 即決ノ旨ニ對シテ正式ノ裁判ヲ請求スル者
ハ管轄司令官ハ憲兵部警察署軍法會議ニ被告ノ人
第八條 軍法會議ノ裁判ニ對シテ上訴ヲ爲スルコトヲ得
五月二十一日
大阪京都の二府及兵庫縣ハ虎列刺(内務省報告)
大府府 百十三人 死亡 八十八人
京都府 百十三人 死亡 八十八人
兵庫縣 百十三人 死亡 八十八人
同二十二日 患者 死亡
大阪府 百四十一人 死亡 百二十八人
京都府 百四十一人 死亡 百二十八人
兵庫縣 百四十一人 死亡 百二十八人

東京府下に於ても

○コレラ預防
東京府下に於てもコレラ預防
○飲用水と洗用水
飲用水と洗用水
○簡便な衛生法
簡便な衛生法

○人爵 全体
○カラス野鳥
○カラス野鳥